

学校法人山口学園ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人山口学園（以下「本法人」という。）において、学生、生徒及び教職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく就学及び就業できるよう、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合のハラスメントの排除のための措置、並びにハラスメントに関連する問題に適切に対応するための措置について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程に定める「ハラスメント」とは、次の各号に該当する行為をいう。

- 1 「セクシュアル・ハラスメント」 相手の意に反して行われる性的な言動により、学内外において、就学及び就業上の快適な環境を害したり、相手に就学及び就業上の不利益を与えること。
- 2 「パワー・ハラスメント」 地位又は職務権限等の優位性を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して就学又は就業上適正な範囲を超えた言動により、著しい精神的苦痛を与える行為。また、就学又は就業上適正な範囲を超えた言動又は差別的な取扱いにより就学又は就業環境を害すること。
- 3 「アカデミック・ハラスメント」 その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、教育上、著しい不利益を与える行為。また、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育上の環境を害すること。
- 4 「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」 職場において行われる妊娠・出産したことや育児休業等の利用に関すること等の言動により、妊娠・出産した者や育児休業・介護休業等を申出・取得した者の就業環境を害すること。
なお、職場とは、教職員等が通常就業をしている場所以外の場所であっても、教職員等が業務を遂行する場所（取引先の事務所、出張先など）であれば、これらも含む。また、勤務時間外の「宴会」「懇親の場」などであっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当するものとする。
- 5 「その他のハラスメント」 相手の意に反して行われるいやがらせの言動、又は不合理かつ不適切な言動によって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動及びこれに類する言動（ジェンダー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント他）。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本法人に属する学生、生徒及び教職員のほか、派遣職員等契約の形態を問わず本法人において職務に従事する者、及び本法人において取引等を行う者（以下「学生、生徒及び教職員等」という。）にも適用する。

(学生、生徒・教職員等の責務)

第4条 学生、生徒及び教職員等は、ハラスメントを行ってはならず、ハラスメントのない健全な就学及び就業環境を形成し、これを維持するように努めなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

第5条 本法人に、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合のハラスメントの排除のための措置、並びにハラスメントに関連する問題に適切に対応するための措置等を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(防止委員会の責務)

第6条 防止委員会が行う事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 ハラスメントの防止、苦情処理及び被害者の救済について適切な対応を行うこと。
- 2 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するためハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）及び相談員を置くこと。
- 3 当該問題の解決に向け、ハラスメントの内容に関する更なる事実調査が必要と認めた場合は、防止委員会の下にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、その調査を行うこと。
- 4 ハラスメントの事実があり、学生、生徒又は教職員等に対し学則又は就業規則に基づき懲戒又は就業環境の改善を行うことが必要であると認めた場合、これを理事長に提言すること。

(防止委員会の構成)

第7条 防止委員会は次のとおりの構成とする。

- 1 学園サポート本部責任者
 - 2 学園サポート本部人事課責任者
 - 3 その他、防止委員会が必要と認めた者 若干名
- ① 防止委員会は、学園サポート本部責任者が委員長となり招集する。
 - ② 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(相談窓口及び相談員)

第8条 相談窓口は、原則として次のとおりに設置する。

相談窓口は、学生相談室本部及び各校学生相談室とする。

- ① 相談員は、心理学、精神医学等に関し識見を有する男女若干名をもって充てる。
- ② 相談員は、防止委員会の委員長が委嘱する。

(相談員の責務)

第9条 相談員は、相談・申立てに当たる。

相談員は、ハラスメントに関わる苦情相談を受けた事実、当事者の申出等に係る報告を防止委員会委員長に報告しなければならない。また、事態が重大であると判断するときは、迅速に苦情相談の具体的事実を防止委員会委員長に報告しなければならない。

(調査委員会)

第10条 防止委員会は、第10条に規定する相談員から苦情相談に係る報告を受け、ハラスメントに関する調査が必要であると認めたときは、調査委員会を設置する。

- ① 調査委員会は、防止委員会から指示された問題について調査等を行い、その調査結果を防止委員会に報告しなければならない。
- ② 調査委員会は、防止委員長がその都度指名する委員をもって組織する。

(プライバシーの保護)

第11条 防止委員会、調査委員会各構成員及び相談員その他、当該問題に関し、職務上の情報を知り得た者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権の保護を最優先し、その内容について守秘義務を負うこととし、委員等の退任・退職後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第12条 ハラスメントに対する苦情相談に関わる調査への協力等に起因して、学生、生徒及び教職員等が、就学又は就業上の不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない

(ハラスメント行為に対する措置等)

第13条 理事長は、防止委員会の提言を受けハラスメントの事実に基づき加害者である学生、生徒又は教職員等に対して、学則又は就業規則に基づく懲戒又は就業環境の改善を行う必要があると認めた場合には、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、ハラスメント防止委員会が行う。

附 則

1 この規程は、2017年10月 1日から施行する。

2017年12月 1日 一部改定

2020年 7月 1日 一部改定

2023年12月 1日 一部改定

2026年 5月 1日 一部改定